

第3章 環境影響評価項目の選定等

3.1 環境影響要因の抽出

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容、計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮し、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 環境影響要因の抽出

対象時期	環境影響要因の抽出結果		
工事中	建設機械の稼働		
	工事用車両の走行		
	工事の影響		
供用時	施設の存在	緑の回復育成	
		建築物等の存在	
		施設の稼働	

3.2 環境影響評価項目の選定

本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連は表 3.2-1 に、環境影響評価項目の選定等の理由は表 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連

環境影響評価項目		工事中			供用時		
					施設の存在		
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の稼働
地球環境	温室効果ガス						●
大気	大気質	●	●				
	悪臭						●
	上記以外の大気環境要素						
水	水質						
	水温						
	底質						
地盤	地下水位						
	地盤沈下						
	変状						
土壤汚染	土壤汚染			●			
騒音・振動・低周波音	騒音	●	●				●
	振動	●	●				●
	低周波音						●
廃棄物等	一般廃棄物						●
	産業廃棄物			●			●
	建設発生土			●			
水象	水量・流量・流出量						
	湧水						
	潮流						
	上記以外の水環境要素						
生物	植物						
	動物						
	生態系						
緑	緑の質				●		
	緑の量				●		
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場						
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産						
景観	景観、圧迫感						
構造物の影響	日照阻害						
	テレビ受信障害					●	
	風害						
コミュニティ施設	コミュニティ施設						
地域交通	交通安全、交通混雑	●					
	地域分断						
地形・地質	土砂流出						
	崩壊						
	斜面安定						
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等						●

注: 「●」は環境影響評価項目として選定した項目を示す。

表 3.2-2(1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無—)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由																												
地球環境 温室効果ガス	○	計画地は、工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されている。よって、著しい温室効果ガスの発生はない。計画地は、周囲は工業専用地域に囲まれており、温室効果ガスを発生させる工場や事業所などが存在している。なお、南側に100mほど離れた区域は、商業地域に指定されている。	【供用時】 供用時において、電気の使用などにより施設を稼働することから、温室効果ガスの発生が見込まれる。したがって予測・評価項目として選定する。																												
大気 大気質	○	計画地は、工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されている。よって、著しい排気ガスの発生源となる施設は存在しない。 計画地周辺の一般局である大師測定局及び田島測定局、自排局である池上測定局及び富士見公園測定局の令和5年度の二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果は下表に示すとおりであり、環境基準に適合している。 【二酸化窒素(NO ₂)】	【工事中】 建設機械の稼働による大気質への影響(NO ₂ 、SPMの発生)が想定される。したがって、予測・評価項目として選定する。 工事用車両の走行について、資材運搬等を行う大型車の発生台数は、ピーク日に20台(片道)であるが、小型車を含めた全車両発生台数は80台(片道)と想定される。したがって、予測・評価項目として選定する。																												
		【二酸化窒素(NO ₂)】 <table border="1"><thead><tr><th>測定局</th><th>日平均値の年間 98%値(ppm)</th><th>環境基準 との適合</th></tr></thead><tbody><tr><td>大師</td><td>0.037</td><td>○</td></tr><tr><td>田島</td><td>0.038</td><td>○</td></tr><tr><td>池上</td><td>0.045</td><td>○</td></tr><tr><td>富士見公園</td><td>0.039</td><td>○</td></tr></tbody></table> 【浮遊粒子状物質(SPM)】 <table border="1"><thead><tr><th>測定局</th><th>日平均値の年間 2%除外値(mg/m³)</th><th>環境基準 との適合</th></tr></thead><tbody><tr><td>大師</td><td>0.034</td><td>○</td></tr><tr><td>田島</td><td>0.033</td><td>○</td></tr><tr><td>池上</td><td>0.034</td><td>○</td></tr><tr><td>富士見公園</td><td>0.035</td><td>○</td></tr></tbody></table> 令和元年度から令和5年度の過去5年間において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準に適合している。	測定局	日平均値の年間 98%値(ppm)	環境基準 との適合	大師	0.037	○	田島	0.038	○	池上	0.045	○	富士見公園	0.039	○	測定局	日平均値の年間 2%除外値(mg/m ³)	環境基準 との適合	大師	0.034	○	田島	0.033	○	池上	0.034	○	富士見公園	0.035
測定局	日平均値の年間 98%値(ppm)	環境基準 との適合																													
大師	0.037	○																													
田島	0.038	○																													
池上	0.045	○																													
富士見公園	0.039	○																													
測定局	日平均値の年間 2%除外値(mg/m ³)	環境基準 との適合																													
大師	0.034	○																													
田島	0.033	○																													
池上	0.034	○																													
富士見公園	0.035	○																													
○	計画地は、工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されている。よって、著しい悪臭の発生源となる施設は存在しない。一方、川崎製造所の周囲は、南側が商業地域となっているほかは、すべて工業専用地域・工業地域であり、悪臭を発生させる可能性がある施設として、周辺の工場があげられる。	【工事中】 舗装工事や防水等の工事にあたっては、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努めることから、予測・評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時は、悪臭防止法に規定される特定悪臭物質を取り扱うことから、予測・評価項目として選定する。																													
上記以外の大気環境要素	—	計画地は、工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されており、上記以外の大気環境要素に係る物質を発生するような施設等はない。	【工事中及び供用時】 本事業では、工事中及び供用時ともに、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、予測・評価項目として選定しない。																												

表 3.2-2(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無ー)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由
水	水質 (公共用水域)	<p>計画地の周囲には、東側に川崎製造所敷地を囲むように運河が存在している。計画地に最も近い公共水域測定地点(京浜運河千鳥町)の令和5年度の調査の測定結果は、COD(上層75%) 3.8mg/m³、全窒素 0.88mg/L(上層年間平均値)、全燐 0.086mg/L(上層年間平均値)であり、環境基準の達成状況に適合している。</p> <p>そのほか、計画地は工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されており、水温、底質等の水環境に影響を及ぼすような施設は存在しない。</p>	<p>【工事中】 工事中に発生する濁水については、タンクに貯留し濁質を沈殿させるほか、必要に応じて中和、凝集などの対策も講じる。これらの処理後、川崎製造所内の既存の排水溝を経由し公共用水域に放流する計画であることから、公共用水域への水質に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 計画建物からの排水は、川崎製造所内の既存の排水溝を経由し、公共用水域(千鳥運河)に放流する計画である。このうち工場排水は、pHの変動やCOD濃度を上昇させる成分は含んでいない。唯一、ニッケルを含有する金属くずの混在が想定されるものの、生産施設内に浮遊するものを集塵するうえ、集塵で除去しきれなかった微量が排水中に混入されることを想定し、沈殿槽とフィルターにより、排水基準を満たすように除去する。また、計画建物から川崎製造所排水処理施設(既設)へ放流する系統の計画地内に排水監視貯留施設を新設し、排水の濁度を常時監視しつつ、異常時には排水ラインを緊急遮断し、正常な排水のみを川崎製造所の排水処理施設へ放流する。</p> <p>一方、生活系排水については、計画地内に新設する合併処理浄化槽で処理した後に川崎製造所排水処理施設(既設)へ放流する。</p> <p>排水処理施設においては、異常排水発生時には排水ラインを遮断し、併設されている緊急タンクでの回収を行い、公共用水域への異常排水の流出を防ぐ。このように、計画地からの排水に関し十分な環境保全措置をとっていること、生産施設排水と生活系排水の合計量は、既存の排水溝流量約130m³/hに対し、4m³/h程度と少ないことなどから、公共用水域への水質に影響を与える著しい要因は存在しない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>
	水質 (地下水)	—	<p>【工事中及び供用時】 本事業では、工事中及び供用時とともに、地下水の水質に影響を及ぼすような施設の設置は行わないことから、予測・評価項目として選定しない。</p>
	水温	—	<p>【工事中】 本事業では、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、予測・評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 計画建物からの排水が発生するものの、水温に影響を及ぼすような温排水の排出はないことから、予測・評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無ー)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由
水 底質	ー		<p>【工事中】 本事業では、埋立・しゅんせつなどの底質の改変は計画しておらず、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、予測・評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 計画建物からの排水が発生するものの、水質(公共用水域)で示したとおり、水質に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、公共用水域の底質への影響は生じないことから、予測・評価項目として選定しない。</p>
地盤	地下水位	ー	<p>計画地は、平坦な地形を有する工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されており、地下水の汲み上げを行う施設はない。</p>
	地盤沈下	ー	<p>計画地周辺の水準点における年間地盤変動量は令和2年～令和6年において-4.9mm～4.9mmであり、川崎市の地盤沈下の監視目安(年間20mm以上の沈下)を下回っている。</p>
	変状	ー	<p>【工事中】 本事業では、地下水の汲み上げを伴う工事や大規模な地下掘削を伴う工事は行わないことから、地盤に影響を及ぼす要因はない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 本事業では、地下水の揚水を行わないことから、地盤に影響を及ぼす要因はない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>
土壤汚染	土壤汚染	○	<p>計画地は工場跡地であり、現状は主要な建物も撤去されている。よって、土壤汚染の要因となる物質を取り扱う施設は存在しない。</p> <p>一方で、計画地外であるものの、川崎製造所敷地内である夜光1丁目3番1号の一部は、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されている。</p> <p>【工事中】 計画地が存在する夜光1丁目3番1号の一部は、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域等に指定されていることから、予測・評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 計画建物では、一部で有機フッ素化合物を含むフッ素系洗浄剤を使用するが、その使用状況は、金属表面の油成分を除去する目的でウエスに少量を染み込ませ拭き上げるというもので、使用したウエスはドラム缶で保管し、定期的に産業廃棄物として廃棄処理することから、洗浄剤が排水に混入するなどして土壤に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、洗浄剤以外に、「土壤汚染対策法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定される特定有害物質を使用することはない。</p> <p>したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無ー)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由
騒音 ・ 振動 ・ 低周波音	騒音	○	<p>計画地は、工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されている。よって、著しい騒音・振動の発生はない。計画地の位置する川崎区大師地区では、騒音規制法に基づく特定工場等が 179 件、振動規制法に基づく特定工場等が 118 件となっており、このような周辺施設が、騒音・振動を発生させる可能性がある施設としてあげられるほか、計画地周辺の一般国道 132 号線、殿町夜光線の道路交通を走行する車両等が騒音・振動の発生源としてあげられる。</p> <p>計画地周辺の令和 4 年度の自動車騒音の測定結果は、一般国道 132 号線の川崎区四谷下町付近では夜間の環境基準を超過している。そのほか、東京大師横浜線の池上新田公園前では環境基準を達成している。</p>
	振動	○	<p>【工事中】 建設機械の稼働による騒音の影響が想定される。したがって、予測・評価項目として選定する。</p> <p>工事用車両の走行について、資材運搬等を行う大型車の発生台数は、ピーク日に 20 台(片道)であるが、小型車を含めた全車両発生台数は 80 台(片道)と想定される。したがって、予測・評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 計画建物には、騒音の発生源となる空気圧縮機や空調設備等を使用する計画である。したがって、施設の稼働による影響を、予測・評価項目として選定する。</p> <p>施設関連車両の走行に関しては、発生集中台数がピーク日において大型車 50 台(片道)未満であり、著しい影響を及ぼす要因はない。したがって予測・評価項目として選定しない。</p> <p>【工事中】 建設機械の稼働による振動の影響が想定される。したがって、予測・評価項目として選定する。</p> <p>工事用車両の走行について、資材運搬等を行う大型車の発生台数は、ピーク日に 20 台(片道)であるが、小型車を含めた全車両発生台数は 80 台(片道)と想定される。したがって、予測・評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 計画地には、振動の発生源となるプレス機を使用する計画である。したがって、施設の稼働による影響は、予測・評価項目として選定する。</p> <p>施設関連車両の走行に関しては、発生集中台数がピーク日において大型車 50 台(片道)未満であり、著しい影響を及ぼす要因はない。したがって予測・評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無ー)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由
騒音 ・ 振動 ・ 低周 波音	低周波音	○	<p>計画地は、工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されている。よって、著しい低周波音の発生はない。</p> <p>一方、計画地の周囲は工業専用地域であり、低周波音を発生させる可能性がある施設として、周辺の工場があげられる。</p> <p>【工事中】 工事中は、著しい低周波音を発生させる建設機械及び工法は採用しないことから、予測・評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 計画建物には、空気圧縮機を設置する計画であるため、施設の稼働による影響を、予測・評価項目として選定する。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	○	<p>計画地は、工場跡地であり現状は主要な建物も撤去されている。よって、廃棄物等の発生はない。</p> <p>【供用時】 供用時の事業活動により、事業所からの一般廃棄物の発生が予想されるため、予測・評価項目として選定する。</p>
	産業廃棄物	○	<p>【工事中】 工事の実施により産業廃棄物の発生が予想されるため、予測・評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 供用時の事業活動により、事業所からの産業廃棄物の発生が予想されるため、予測・評価項目として選定する。</p>
	建設発生土	○	<p>【工事中】 工事の実施により建設発生土の発生が予想されるため、予測・評価項目として選定する。</p>
水象	水量・流量 ・流出量	—	<p>計画地の周囲の主要な水域としては、東側に川崎製造所敷地を囲むように千鳥運河が存在する。千鳥運河の幅は、130～150m、水深は2～4m程度である。</p> <p>川崎市では、湧水地調査が行われているが、計画地及びその周辺に対象となる湧水は存在しない。</p> <p>【工事中】 本事業では、地下水の汲み上げを伴う工事は行わないほか、雨水排水は、一時貯留後に流量を調整しながら既存排水溝を通じ千鳥運河に放流することから、計画地からの放流量は少なく、水量・流量・流出量に著しい影響を及ぼすことはない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 計画建物から排水が発生するものの、その量は4m³/h程度と、放流先の既存の排水溝の流量約130m³/hと比較し僅少であることから、水量・流量・流出量に著しい影響を及ぼすことはない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無ー)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由
水象	湧水	ー	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時において、地下水は揚水せず、地下水の流動を遮断するような地中構造物も設置しないことから、湧水に著しい影響を及ぼすことはない。したがって、予測・評価項目として選定しない。
	潮流	ー	【工事中及び供用時】 本事業は、海域での工事は含まず、「水質(公共用水域)」において記載のとおり、排水量・水質ともに公共用水域に影響を及ぼす要因は存在していない。したがって、予測・評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	ー	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時において、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因は存在していない。したがって、予測・評価項目として選定しない。
生物	植物	ー	計画地は、まとまった緑地ではなく、動植物の生息・生育環境は、ほぼ存在しない。計画地の周囲は、川崎製造所(計画地外)においても、同様に動植物の生息・生育環境は、ほぼ存在しない。また、川崎製造所周囲は東側に運河が存在しているほか、塩浜緑地、鷹取公園等の公園緑地が存在する。
	動物	ー	【工事中及び供用時】 計画地は工場跡地である。周囲も事務所や工場などが立地する市街化された環境にあり、人による植栽は存在するものの、まとまった樹林・草地などは存在しないこと、周囲の海域(運河)においても、重要な種の生息は確認されていないことから、工事中及び供用時ともに植物・動物・生態系に影響を及ぼす要因は存在していない。したがって、予測・評価項目として選定しない。
	生態系	ー	
緑	緑の質	○	【供用時】 本事業では、新たに緑化地を設け、緑の回復育成に取り組む。したがって、予測・評価項目として選定する。
	緑の量	○	
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	ー	計画地は川崎製造所内に位置しており、人と自然とのふれあい活動の場は存在していない。 計画地の周辺には、計画地北西約150mの位置に塩浜緑地、西側約200mの位置に鷹取公園等が存在する。

表 3.2-2(7) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無ー)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由
歴史的文化的な遺産	歴史的文化的な遺産	—	<p>計画地は川崎製造所内に位置しており、歴史的文化的な遺産は存在していない。</p> <p>計画地に最も近い指定文化財は、南西約 0.9km 離れた場所にある「塩釜神社の狛犬」である。</p>
景観	景観、圧迫感	—	<p>計画地周辺における代表的な眺望地点としては、川崎製造所の西側に隣接する殿町夜光線が、不特定多数の人の利用が高い場所としてあげられる。</p> <p>また、計画地周辺においては、「川崎市景観計画」で景観資源に指定されている平間寺、大師公園、ちどり公園などが存在するが、これらは計画地から 1km 以上離れている。</p>
構造物の影響	日照阻害	—	<p>計画地は、川崎製造所の内部に位置し、その北側から東側にかけては工業専用地域が千鳥運河まで広がっている。また、西側は、川崎製造所の敷地境界側に、既存の中高層建築物が存在し、その外側は殿町夜光線が通っている。南側は、150m ほど離れた場所に商業地域が指定され、住居などが存在する。</p>
	テレビ受信障害	○	<p>計画建物は、高さが最大で約 26m となり中高層建築物に該当するが、北側から東側にかけては、工業専用地域と水域が広がり、西側についても、敷地内に同程度の高さの既存建築物が隣接するほか、敷地外は道路となっていることから、日照阻害の影響を及ぼす要因はない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>
	風害	—	<p>計画建物は、風環境に影響を及ぼすと予想される目安となる建築物高さ 30m を下回っている。さらに、周囲は工業専用地域であり、歩行障害や家屋の損傷、商店の営業障害などが生じる恐れはないことから、風環境に著しい影響を及ぼす要因はない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(8) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 (有○、無—)	現況の概要	選定理由、または、選定しない理由	
コミュニティ施設	コミュニティ施設	—	<p>計画地が位置する夜光1丁目の人口は99人、世帯数は97世帯、隣接する塩浜4丁目の人口は60人、世帯数は55世帯（令和6年12月末日現在）となっている。</p> <p>また、計画地周辺の夜光1丁目、塩浜4丁目には主要公共施設等は存在しておらず、最寄りの施設としては、計画地の北西約0.7kmに位置するだいしの里保育園及び特別養護老人ホーム大師の里などがある。</p> <p>公園、緑地は、計画地北西約150mに位置する塩浜緑地、西側約200mに位置する鷹取公園が存在している。</p>	<p>【工事中及び供用時】 計画地は川崎製造所内に位置しており、敷地内にコミュニティ施設は存在していない。また最寄り主要公共施設等は0.7kmと離れているほか、近隣に塩浜緑地などが存在するものの、周辺の地域においては、工場などが多く、利用が想定される人口・世帯数は少ないと、計画建物は事業実施に伴い地域の人口を大きく増加させるものではないことから、コミュニティ施設に著しい影響を及ぼす要因は存在していない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>
地域交通	交通安全、交通混雑	○	<p>計画地周辺の主要な道路としては、計画地西側の殿町夜光線、南側の一般国道132号、北側の一般国道409号及び高速神奈川6号があげられる。</p> <p>計画地最寄りの殿町夜光線の交通量は、12,456台/日（令和3年度）であり、大型車混入率は48.8%となっている。</p>	<p>【工事中】 工事用車両の走行による地域交通への影響が考えられる。したがって、予測・評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 施設関連車両の走行に関しては、発生集中台数がピーク日において大型車50台（片道）未満であり、著しい影響を及ぼす要因はない。したがって予測・評価項目として選定しない。</p>
	地域分断	—		<p>【工事中及び供用時】 工事用車両及び施設関連車両が走行するルートとなる道路は、ガードレールや段差歩道など、歩者分離が図られており、信号などの横断用施設も整備されており、地域住民の移動環境は確保されている。よって、本事業の工事用車両及び施設関連車両の走行が、地域分断を生じさせることはないと想定され、予測・評価項目として選定しない。</p>
地形・地質	土砂流出	—	<p>計画地及びその周辺は、川崎臨海部の埋立地等であり、標高約1.0～3.5mの比較的平坦な地形となっている。</p>	<p>【工事中及び供用時】 計画地及びその周辺は、臨海部の平坦な地形となっており、土砂の流出、斜面の崩壊など土地の安定性に影響が及ぶ要因は存在していない。したがって、予測・評価項目として選定しない。</p>
	崩壊	—		
	斜面安定	—		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	○	計画地は、主要な建物が撤去された工場跡地であり、火災、爆発、化学物質の漏洩等を発生するような物質を扱う施設はない。	<p>【供用時】 計画建物では、消防法、化管法で規定される危険物や化学物質を取り扱うことから、予測・評価項目として選定する。</p>

3.3 環境配慮項目

3.3.1 環境配慮項目の選定

本事業の事業計画の内容と周辺地域の環境特性、地域特性を考慮し、表 3.3-1 に示すとおり環境配慮項目（環境影響評価の手法が確立されていないが、地域環境及び地球環境の保全の見地から配慮を行う項目）を選定した。

表 3.3-1 環境配慮項目選定

環境配慮項目	項目の選定 (有○、無ー)	選定理由または選定しない理由
有害化学物質	ー	本事業では、有害化学物質を取り扱い、「安全」の予測・評価を行うことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	ー	本事業では、放射線を発するないし放射性物質を扱う設備は設置しないため、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	ー	本事業では、著しい電磁波、電磁界を発生する施設は設置しないため、環境配慮項目として選定しない。
光害	ー	本事業では、光害が生じるような照明は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
地震時等の災害	○	地震等の災害発生に対し、社会的供給責任として事業継続が求められていることや、埋立地での建設であることを考慮する必要があることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	ー	計画地及びその周辺は、主に工業専用地域(南側に一部商業地域)に指定されており、自然植生などが極めて少ない人工的な環境となっているため、環境配慮項目として選定しない。
地球温暖化対策	○	本事業では、工事中において、二酸化炭素などの温室効果ガスが排出されるため、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時については、「温室効果ガス」を環境影響評価項目として選定し、環境保全のための措置等について検討するため、環境配慮項目として選定しない。
気候変動の影響への適応	○	本事業では、省エネルギー対策による人工排熱の低減、緑化等による人工被覆箇所の改善、水害対策が求められることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	○	本事業では、工事中及び供用時において酸性雨の起因物質の発生抑制が求められることから、環境配慮項目として選定する。
資源	○	持続可能な社会の実現に向けて、工事中及び供用時において資源の有効利用が求められるため、環境配慮項目として選定する。

3.3.2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目の配慮方針は、表 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-2 環境配慮方針

環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性・耐火性の確保に努める。 ・災害発生時の従業員等の安全の確保を図る。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両からの温室効果ガスの低減に努める。 ・温室効果ガスの抑制に配慮した建設機械や資材を採用する。 	—
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の選定等により、人工排熱の低減に努める。 ・建築物の断熱性を高める。 ・緑化により人工被覆の改善を図る。 ・電気設備などの設置を、水害を想定した適切な位置とする。
酸性雨	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械及び工事用車両の機種選定や使用方法に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の効率的な使用に努める。 ・従業員の通勤にあたっては公共交通機関を利用する。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の発生抑制及び再資源化に努める。 ・建設資材の有効利用、再利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効利用に努める。 ・建物の長寿命化を図る。